

様式1 制定・改正情報

該当する分野 改正に係る分野	条例等名称	種類	改正日	施行日	概要	備考	改正当時の担当課
環境全般 大気	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則	規則	平成31年2月12日	平成31年2月12日	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の改正により、規定の整備を行います。	平成31年 大阪府規則 第8号 大阪府公報 平成31年2月12日 第5256号	環境管理室環境保全課
環境全般 水	大阪府生活環境の保全等に関する条例	条例	平成29年11月13日	平成30年4月1日	地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、本条例に基づく水質の保全等に関する事務の一部を泉佐野市が処理することとします。	平成29年 大阪府条例 第93号 大阪府公報 平成29年11月13日 第4955号	環境管理室環境保全課 環境管理室事業所指導課
環境全般 化学物質	大阪府生活環境の保全等に関する条例	条例	平成30年3月28日	平成30年4月1日	土壌汚染対策法の改正に伴い、有害物質使用届出施設等を設置していた者は、土壌汚染状況調査を行う機関の求めに応じ情報を提供する旨の努力義務を定める。	平成30年 大阪府条例 第47号 大阪府公報 平成30年3月28日 第5044号	環境管理室環境保全課 環境管理室交通環境課
環境全般 大気 騒音・振動 化学物質	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則	規則	平成30年3月29日	平成30年4月1日	1 土壌汚染対策法の改正により、土地の形質変更の届出に併せて土壌汚染状況調査の結果を提出できることとされたことに伴い、当該土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合の調査の対象となる事項を定めま す。 2 土壌汚染対策法及び土壌汚染対策法施行規則の改正により、指定が解除された要措置区域等の台帳の調製に関する規定が追加されたことに伴い、指定が解除された要措置管理区域等に関する同趣旨の規定を追加 します。 3 都市計画法の改正に伴い、深夜における営業等の制限区域等に田園住居地域を追加します。 4 大気汚染防止法の改正により、同法に基づく水銀等の排出規制が適用される施設を大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく水銀等の排出規制が適用される施設から除きます。	平成30年 大阪府規則 第62号 大阪府公報 平成30年3月29日 第5045号	環境管理室環境保全課、環境管理室交通環境課
大気	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5第2号の表の備考5並びに別表第8の2の2の項及び3の項の測定方法	公告	平成30年3月30日	平成30年4月1日	平成6年大阪府公告第139号の「水銀及びその化合物」の測定方法に、水銀の量が著しく変動する有害物質に係る届出施設にあっては、排出ガス中の水銀測定法(平成28年環境省告示第94号)で定めるガス状水銀の測定法を適用することができることを追加します。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正に伴い題名に条ずれが生じるため、平成6年大阪府公告を廃止し、新たに公告を行います。	平成30年 大阪府公告 第35号 大阪府公報 平成30年3月30日 第5046号	環境管理室環境保全課
騒音・振動	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の当てはめ地域の指定	公告	平成30年3月27日	平成30年4月1日	都市計画法改正に伴い、低層住居専用地域内に「田園住居地域」が新たに追加されたことから、「田園住居地域」を「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定(大阪府公告第90号)」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の当てはめ地域の指定(大阪府公告第147号)」に追加するもの。	平成30年 大阪府公告 第31号 大阪府公報 平成30年3月27日 第5043号	環境管理室交通環境課
騒音・振動	航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定	公告	平成30年3月27日	平成30年4月1日	都市計画法改正に伴い、低層住居専用地域内に「田園住居地域」が新たに追加されたことから、「田園住居地域」を「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定(大阪府公告第90号)」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の当てはめ地域の指定(大阪府公告第147号)」に追加するもの。	平成30年 大阪府公告 第30号 大阪府公報 平成30年3月27日 第5043号	環境管理室交通環境課
廃棄物・リサイクル	大阪府循環型社会形成推進条例	条例	平成30年12月25日	平成31年4月1日	寝屋川市の中核市移行により廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務の一部を同市が処理することに合わせ、同法と密接に関連する本条例に基づく事務に相当する事務を同市が条例を制定して処理することに伴い、同市の区域について本条例の一部の適用を除外します。	平成30年 大阪府条例 第106号 大阪府公報 平成30年12月25日 第5277号	循環型社会推進室産業廃棄物指導課
廃棄物・リサイクル	大阪府循環型社会形成推進条例	条例	平成30年3月28日	平成30年4月1日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、2以上の事業者が認定を受けて産業廃棄物の収集等を一体として実施することができることとされたことに伴い、当該認定を取り消した場合等には、その旨を公表することとします。	平成30年 大阪府条例 第46号 大阪府公報 平成30年3月28日 第5044号	循環型社会推進室産業廃棄物指導課

廃棄物・リサイクル	大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	規則	平成30年6月13日	平成30年6月20日	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、2以上の事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の認定証の返納について定めます。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、所要の改正を行います。 (1) 2以上の事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の認定証の再交付及び報告書の提出部数について定めます。 (2) 有害使用済機器の保管等の届出における添付書類の様式を定めます。	大阪府規則第81号 大阪府公報 平成30年6月13日 第5095号	循環型社会推進室資源循環課
廃棄物・リサイクル	大阪府廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	規則	平成30年3月14日	平成30年4月1日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、規定の整備を行います。	大阪府規則第25号 大阪府公報 平成30年3月14日 第5035号	循環型社会推進室資源循環課
エネルギー・地球環境	大阪府温暖化の防止等に関する条例	条例	平成29年11月13日	1 公布日 2 平成30年4月1日	1 府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして知事が特に必要がないと認めるときは、小売電気事業者等の電気需給対策計画書の作成等を要しないこととします。 2 大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正による条ずれへの対応などを行います。	大阪府条例 第91号 大阪府公報 平成29年11月13日 第4955号	エネルギー政策課、建築指導室審査指導課
エネルギー・地球環境	大阪府温暖化の防止等に関する条例	条例	平成29年3月29日	1 平成29年4月1日 2及び3 平成30年4月1日	1 建築物の所有者等による広告の際の建築物環境性能表示及び届出を義務付けます。 2 床面積の合計が2,000平方メートル以上の非住宅を新築等する者に対して外皮性能基準への適合、床面積の合計が10,000平方メートル以上かつ建築物の高さが60メートル超の住宅を新築等する者に対して省エネルギー基準への適合を義務付けます。 3 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物を新築等する者に対して工事現場への建築物環境性能表示の表示を義務付けます。	大阪府条例 第52号 大阪府公報 平成29年3月29日 第4801号	建築指導室審査指導課
エネルギー・地球環境	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則	規則	平成30年11月30日	平成30年12月1日	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正による条ずれへの対応を行います。	大阪府規則 第120号 大阪府公報 平成30年12月4日 第5213号	エネルギー政策課
エネルギー・地球環境	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則	規則	平成30年3月23日	平成30年4月1日	大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正による条ずれへの対応などを行います。	大阪府規則 第30号 大阪府公報 平成30年3月23日 第5041号	建築指導室審査指導課
エネルギー・地球環境	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則	規則	平成29年3月31日	平成30年4月1日	1 大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正により、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない建築物に係る非住宅部分を10,000平方メートル以上から2,000平方メートル以上に改めるとともに、住宅部分を建築物の高さが60メートルを超え、かつ10,000平方メートル以上と定めます。 2 大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正による条ずれへの対応などを行います。	大阪府規則 第78号 大阪府公報 平成29年3月31日 第4803号	建築指導室審査指導課
エネルギー・地球環境	大阪府特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則	規則	平成30年9月5日	平成30年10月1日	大阪府証紙の廃止に伴い、第一種フロン類引取り等者認定等申請書の様式を変更します。	大阪府規則 第88号 大阪府公報 平成30年9月5日 第5154号	循環型社会推進室産業廃棄物指導課
その他	大阪府環境農林水産行政事務手数料条例	条例	平成30年6月13日	平成30年6月20日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則改正に伴い、2以上事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の認定証の再交付に係る手数料を新たに設定します。 ・認定証の再交付 1,500円	大阪府条例 第82号 大阪府公報 平成30年6月13日 第5095号	循環型社会推進室産業廃棄物指導課

その他	大阪府環境農林水産行政事務手数料条例	条例	平成30年3月28日	平成30年4月1日	<p>1 家畜伝染病予防法の検査に係る手数料に牛ウイルス性下痢・粘膜病の検査手数料を新たに設定する。</p> <p>2 近年の発生状況等の減少を踏まえ、家畜伝染病予防法の注射に係る手数料から牛伝染性鼻気管炎の注射手数料の区分を削除する。</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、2以上の事業者が一体として実施する産業廃棄物の収集等の認定等に関する事務に係る手数料を新たに設定する。</p> <p>4 土壌汚染対策法の改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受等の承認に関する事務に係る手数料を新たに設定する。</p> <p>5 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、解体自動車の破碎及び破碎前処理を行う事業の範囲の変更の許可に係る手数料の額を改正する。</p>	大阪府条例 第45号 大阪府公報 平成30年3月28日 第5044号	循環型社会推進室産業廃棄物指導課、環境管理室環境保全課、動物愛護畜産課
その他	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例	条例	平成30年10月30日	公布日、平成31年4月1日	<p>1 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、土地改良法に基づく事務の一部を泉佐野市が処理することとする。</p> <p>2 農業取締法の一部改正による条項ずれの是正を行う。</p> <p>3 大気汚染防止法に規定されている事故時の措置について、特定施設に係る事務を権限移譲市町村へ移譲する。</p>	大阪府条例 第96号 大阪府公報 平成30年10月30日 第5190号	環境管理室事業所指導課、農政室推進課、農政室整備課
その他	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例	条例	平成30年3月28日	平成30年4月1日	<p>1 大気汚染防止法の改正により、知事に水銀排出施設の設置の届出の受理等の権限が追加されたことに伴い、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を市町村が処理することとする。</p> <p>2 八尾市の中核市移行により、大気汚染防止法等に基づく事務の一部を同市が処理することとされることに伴い、当該事務等を同市が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>3 土壌汚染対策法施行規則等の改正により、規定の整備(条項ずれ是正)を行う。</p>	大阪府条例 第48号 大阪府公報 平成30年3月28日 第5044号	環境管理室環境保全課、環境管理室事業所指導課、動物愛護畜産課
その他	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例	条例	平成29年12月25日	平成30年4月1日	土壌汚染対策法の改正により、汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処理業を譲渡する場合等の承認の事務が追加されたことに伴い、地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を池田市ほか17市町村が処理することとする。	大阪府条例 第107号 大阪府公報 平成29年12月25日 第4984号	環境管理室環境保全課
その他	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例	条例	平成29年11月13日	平成30年4月1日ほか	<p>1 都市緑地法の改正により、同法に基づく事務の一部が都道府県から市町村へ移譲されたことに伴い、当該事務を市町が処理することとしている規定を削除する。</p> <p>施行日：公布の日</p> <p>2 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、水質汚濁防止法等に基づく事務の一部を泉佐野市が処理することとする。</p> <p>施行日：平成30年4月1日</p> <p>3 土地改良法の改正により、規定の整備(条項ずれ是正)を行う。</p> <p>施行日：規則で定める日</p>	大阪府条例 第92号 大阪府公報 平成29年11月13日 第4955号	みどり推進室みどり企画課、環境管理室環境保全課、環境管理室事業所指導課、農政室整備課
その他	府農と緑の総合事務所長の職にある職員に権限を委任する規則	規則	平成30年3月23日	平成30年4月1日	<p>1 大気汚染防止法の改正により、知事に水銀排出施設の設置等の届出に係る当該水銀排出施設の構造等に関する計画の変更等の命令等の権限が追加されたことに伴い、当該権限を大阪府農と緑の総合事務所長の職にある職員に委任します。</p> <p>2 泉佐野市に水質汚濁防止法等に基づく事務の一部を移譲することに伴い、大阪府泉州農と緑の総合事務所長の職にある職員に委任する知事の権限から、泉佐野市の区域に係るものを除きます。</p>	大阪府規則第29号 大阪府公報 平成30年3月23日 第5041号	環境管理室事業所指導課